

三田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (経営の基本)</p> <p>第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 計画区域面積は、<u>3,011.0</u>ヘクタールとする。</p> <p>4 計画処理人口は、<u>114,440</u>人とする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (経営の基本)</p> <p>第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 計画区域面積は、<u>3,013.6</u>ヘクタールとする。</p> <p>4 計画処理人口は、<u>113,460</u>人とする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>